

告 示

埼玉県告示第八百八十五号

測量計画機関である毛呂山町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

毛呂山町

二 作業種類

公共測量（毛呂山町都市計画基本図更新）

三 作業地域

毛呂山町

四 作業期間

平成二十八年六月一日から平成二十八年十月三十一日まで